

京都市訓令甲第 10 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和5年1月31日

京都市長 門 川 大 作

別表子ども若者はぐくみ局の款子ども若者未来部の項児童福祉センターの目中

「

児童相談 所相談課 の保育士 及び福祉 施設指導 員（一時 保護業務 に従事す る職員に 限る。）	交替に	1 時間。た	4 週間を通 じて8日
	午前7時30分か ら午後4時15分 まで	だし、午前 9時30分 までの勤務 について は、4時間 30分	
	午前8時30分か ら午後5時15分 まで		
	午前11時30分 から午後8時15 分まで		
	午後0時30分か ら午後9時15分 まで		
	午後1時30分か ら翌日の午前9時 30分まで		

を

」

「

児童相談 所相談課 の職員 (ソーシ ヤルネッ トワーキ ングサー ビスを用 いた相談 業務に従 事する職 員に限 る。)	交替に 午前8時30分か ら午後5時15分 まで 午前11時30分 から午後8時15 分まで	一般職員に 同じ	一般職員に 同じ
児童相談 所相談課 の保育士 及び福祉 施設指導 員(一時 保護業務 に従事す る職員に 限る。)	交替に 午前7時30分か ら午後4時15分 まで 午前8時30分か ら午後5時15分 まで 午前11時30分 から午後8時15 分まで 午後0時30分か ら午後9時15分	1時間。た だし、午前 9時30分 までの勤務 については、4時間 30分	4週間を通 じて8日

に改める。

	まで		
	午後1時30分 から翌日の午前9時 30分まで		

」

附 則

この訓令は、令和5年2月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)